

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和 5年 7月 20日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区三田3丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 日本板硝子株式会社 代表執行役 細沼 宗浩 電話 03 - 5443 - 9522					
主たる業種	自動車用安全ガラスの製造				細分類番号	2 1 1 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	令和 2年4月から令和 5年3月まで						
基本方針	当社グループにて2030年までに温室効果ガスの排出量（スコープ1及びスコープ2）を2018年度対比30%削減する。						
計画を推進するための体制	事業所長を最高責任者とした環境マネジメントシステムの推進体制の中に環境管理室を設置し、実施計画の策定、推進管理システムを構築する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	265,220.3 トン	263,711.1 トン	261,225.1 トン	205,933.2 トン	-8.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	255,343.5 トン	263,711.1 トン	261,225.1 トン	205,933.2 トン	-4.6 パーセント	
	実績に対する自己評価 コロナ影響による生産調整に伴い、温室効果ガスの排出量は減少しているが、待機エネルギー消費や、小ロット生産による切替調整エネルギー消費等、生産量に寄与しないエネルギー量が増加している。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産㎡/1000000)	6,843.70	6,799.59	6,778.22	5,150.88	-8.78 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価		燃料転換や、生産集約等の取り組み効果が出てきている。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		38.0 パーセント	38.0 パーセント	38.0 パーセント	42.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	加熱炉・品種切替時間短縮と工程集約にて待機エネルギー削減、LED照明転換。					
	(3)年度	炉工程の稼働工程の集約、炉高密度ノズルや糸カレット検査機の導入、多溝化やアライメントガイド改造による稼働率改善、照明LED化					
	(4)年度	ガラス溶解窯1機の定期修繕に伴い、燃料を重油からLNG転換し、省エネデザインを採用。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月16日を事務所、常昼勤務者対象にノーマイカーデーを推奨する。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	工場立地条件と勤務体系の制約から主な通勤手段は自家用車（又バイク）で、公共交通のバス（本数少なく夜間無し）は利用者が限られているが、近年は自転車や徒歩通勤が確実に多くなっています。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの						
	地域産木材の利用によるもの						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの						
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	行政や地域の、環境活動に積極的に協力、参加し地球温暖化対策を推進する。						
特記事項	「事業者排出量削減報告書」作成と提出、手続きに関する一切の権限を舞鶴事業所長へ委任する。 2023年4月に代表者が、森 重樹から細沼 宗浩に交代しました。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。